

【重点分野－ 2】 2025 春季生活闘争 第 2 回中央闘争委員会確認事項

連合は、本日開催した 2025 春季生活闘争の第 2 回中央闘争委員会において今後の進め方を協議し、以下の通り確認した。

I. 最近の特徴的な動き

1. 至近の情勢について

1 月 15 日に公表された民間エコノミストによる経済見通し（ESPフォーキャスト調査）によれば、日本の 2024 年度の実質経済成長率は 0.41%と前月調査からほぼ横ばい、2025 年度も 1.11%と前月並みである。国家間の武力紛争や、1 月 20 日に発足した米国・トランプ政権の保護主義的政策運営などが世界経済へ及ぼす影響を注視しつつも、慢性デフレに終止符を打ち、新たなステージを定着させるためには、積極的な賃上げによる個人消費の回復・拡大が極めて重要である。

連合総研は、1 月 21 日に「2025 年度日本経済の姿（改定）」を公表した（別紙 2）。物価上昇率を十分上回る賃金の引き上げ実現の可否に基づき 2 つのケースに分けて分析している。「ケース 2」では「民間消費は伸び悩み、住宅投資は引き続き減少」「設備投資も、先行きの不透明感から企業マインドも悪化し、伸び率は鈍化」する結果、「3 年連続で実質成長率が 0%台の低成長」が見込まれている。逆に「ケース 1」では、「所得環境の改善が継続することから、民間消費は引き続き増加し、住宅投資も増加」「設備投資は、企業マインドの改善を受け、継続的に拡大」「輸入は、内需が増加することから緩やかに増加」する結果、「実質成長率 1%以上、物価上昇率 2%程度、生活向上 1%以上の巡航軌道に乗る」との見通しを示している。なお、政府が昨年 12 月 25 日に決定した「経済見通し」は、「ケース 1」に近い。政府は、適切に経済財政運営を行い、労使が賃上げしやすい環境を整えていく必要がある。

2024 年 11 月の全国の消費者物価指数は、前年同月比 2.9%上昇、2024 年 12 月の都区部の消費者物価は、総合指数 3.0%の上昇である。

総務省が 12 月 27 日に公表した 2024 年 11 月の完全失業率（季節調整値）は 2.5%と、前月と同率であった。完全失業者数は 164 万人（前年同月比 5 万人減）で、4 か月連続で減少している。一方、同日公表の厚生労働省「一般職業紹介状況」によれば、同月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.25 倍で前月と同水準、新規求人倍率（同）は 2.25 倍で同 0.01 ポイント上昇した。

2. 第 217 通常国会における対応について

1 月 24 日に召集が予定されている第 217 通常国会では、2025 年度予算案、税制改正関連法案、年金制度等改正法案、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法改正案など 4 本を最重点法案とし、働く者・生活者のくらしに直結する計 12 本の法案に対応する。取り組みにあたっては、各政党や連合出身議員政治懇談会への働きかけ、連合フォーラム議員説明会の開催などにより国会対応をはかる。また、SNS による発信などを通じた世論形成を行っていく。

3. 経団連「2025年版 経営労働政策特別委員会報告」に対する連合見解

経団連が1月21日に公表した「2025年版 経営労働政策特別委員会報告」に対する連合見解を、別紙1のとおり22日に表明した。

同22日、経団連との懇談会を実施し、「賃金も物価も上がらない」という社会的規範（ノルム）を変え、新たなステージを定着させるため、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野を広げていくべきだという点について、労使で認識の共有をはかった。

II. 当面の闘い方

1. 2月末までの要求提出と回答引き出しに向けた交渉配置

- ・ 前年を上回る賃金相場形成をめざし、社会的な機運醸成とともに要求提出と交渉配置などの戦術設定を行う。
- ・ 構成組織・組合は2月末までの要求提出と、可能な限り先行組合回答ゾーン（3月10日～14日、ヤマ場：3月11日～13日）で回答を引き出すべく、準備と交渉配置を進める。
- ・ とりわけ、中小組合が自らの賃金実態の把握に努め、根拠を明確にして要求し、より主体的な取り組みを進められるよう、構成組織は加盟組合の個人別賃金データの収集とその分析・課題解決策に向けた交渉支援体制を整備する。同時に、中小組合の多くが地方に所在することを踏まえ、地方連合会が設置する「共闘連絡会議」に積極的への参加を通じ、加盟組合の要求状況を地方連合会とも共有し、地域における賃金相場形成と波及に役割を果たすよう働きかける。

2. 部門別共闘連絡会議の取り組み

- ・ 部門別共闘連絡会議はそれぞれ会議を開催し、有期・短時間・契約等で働く者も含め、賃金水準を意識した全体の賃上げと企業内最低賃金協定の要求状況、「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善の取り組み状況、中小組合への支援状況、および交渉配置等、各構成組織の取り組みについて情報交換を行い、労使交渉における争点や情勢について共通認識を深める。
- ・ 部門別共闘連絡会議ごとに要求・回答状況をまとめ、随時公表することで、部門（産業）相場の形成に努める。

3. 地方連合会の対応

- ・ 地場共闘の強化に向けて、都道府県単位の「共闘連絡会議」を設置する。既存の協議体の組織拡大などによりその機能を代替することも可とする。なお、設置した機関の名称と開催要領の大綱について、2月末日までに連合本部に報告する。
- ・ 都道府県別連合リビングウェイジや地域ミニマム運動で集約した加盟組合賃金水準の特性値を公表し、地場における賃金の相場観を高める運動を進めるとともに、地場共闘に参加する組合から報告される要求・回答状況を連合本部も含め情報共有し、随時公表することで地場相場の形成に努める。

4. 社会対話の促進

- ・ 連合は、2024年12月以降、連合全体で継続的な賃上げの機運醸成などに向けて取り組む社会的なキャンペーンとして「連合アクション」を開始した。2月27日(木)には、春季生活闘争の本格交渉にむけて、社会的な機運を高めるべく、構成組織、地方連合会の力を結集し、全国各地で「連合アクションデモ」を実施する(別紙3)。
- ・ 各経済団体などとの意見交換を随時進め、労働側の主張を明確にしていく。
- ・ 地方連合会は、地方版政労使会議を地方の実情に即して開催し、各地域における適正な価格転嫁と賃上げに取り組む。
- ・ 2025春季生活闘争の開始を広く社会に向けて宣言し、構成組織・組合員が一丸となって闘いに取り組む意志を固めるため、2月6日に「2025春季生活闘争 闘争開始宣言 2.6 中央集会」を開催する。
- ・ 常設の「なんでも労働相談ホットライン」の活動を強化し、2月13日~14日に全国一斉集中労働相談ホットライン「安心して働ける雇用を、すべての人に！ ~みんなの力で職場を改善しよう~」を実施する。連合本部ではLINE労働相談も実施する。

5. 集団的労使関係の輪を広げる取り組み

- ・ 労働組合の意義や必要性および健全な労使関係のもとでの労使交渉の重要性等を全国での街頭アピール行動を通じて発信し、未組織企業・未加盟組織・未加盟者の組織化に向けて、連合本部・構成組織・地方連合会が連携し、組合づくり・仲間づくりにつなげる。
- ・ 構成組織は、職場における労使協定の徹底や過半数代表制の運用の適正化に向けて、「組織拡大・強化の取り組み状況調査」(実施期間2024年12月~2025年2月・全単組調査)を活用した職場点検活動を徹底するとともに企業内における組織拡大・子会社・関連会社の組織拡大を進める。
- ・ 構成組織は、雇用形態にかかわらず同じ職場で働く仲間の組織化と処遇改善をめざして、「職場から始めよう運動」に積極的に取り組むよう加盟組合に働きかける。
- ・ 労働組合のない職場で働く労働者も含めた社会的賃金相場の形成をめざし、代表銘柄・中堅銘柄や都道府県別産業特性値および短時間労働者時給など各種データを積極的に開示し、賃金水準の相場観醸成に努める。

6. 最低賃金の取り組み

- ・ 労使交渉を通じて獲得した労働条件を、法定最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことは、組織労働者に課せられた社会的責務である。この重要性を認識し、地域別最低賃金・特定(産業別)最低賃金の引き上げに向けて、「2025年度最低賃金取り組み方針」(2024年12月19日第15回中央執行委員会確認)にもとづく取り組みを連合本部・構成組織・地方連合会一丸となって進める。

Ⅲ. 当面の日程

1. 機関会議

2025年1月	23日	第2回中央闘争委員会（第16回中央執行委員会後）
	28日	金属労協2025年闘争推進集会・ 連合第1回金属共闘連絡会議
2月	12日	流通・サービス・金融共闘連絡会議 第1回書記長・事務局長会議
	18日	第3回戦術委員会（第21回三役会後）
	20日	インフラ・公益共闘連絡会議 第1回書記長・事務局長会議
	26日	第3回中央闘争委員会（第17回中央執行委員会後） 化学・食品・製造等共闘連絡会議 第1回書記長・事務局長会議
3月	3日	交通・運輸共闘連絡会議第2回書記長・事務局長会議
	4日	第4回戦術委員会（第22回三役会後）
	6日	第4回中央闘争委員会（第18回中央執行委員会後）

2. 諸行動

2025年	1月 22日	経団連との懇談会
	2月 6日	2025春季生活闘争 闘争開始宣言2.6中央集会 連合アクション「2.6街頭アピール行動」
	13-14日	連合全国一斉集中労働相談ホットライン 「安心して働ける雇用を、すべての人に！ ～みんなの力で職場を改善しよう～」 （連合本部ではLINE相談を実施）
	19日	一般社団法人日本人材派遣協会（派遣協）との意見交換会
	27日	2025春季生活闘争 連合全国一斉アクション2.27中央集会 連合2.27アクションデモ
3月	3日	一般社団法人日本BPO協会 （旧「日本生産技能労務協会」）との意見交換会
	5日	連合本部LINE労働相談 「あなたの残業時間大丈夫？確認しよう36協定 ～労働相談で変えよう！あしたを～」
	6日	2025春季生活闘争 3.8国際女性デー 全国統一行動・中央集会
	7日	日本商工会議所（日商）との懇談会
	10日	中小企業家同友会全国協議会（中同協）との懇談会
	21日	全国中小企業団体中央会（中央会）との懇談会
4月	4日	2025春季生活闘争 4.4中小組合支援共闘集会 連合アクション「4.4街頭アピール行動」

3. 情報発信

2025年 3月 6日	2025春季生活闘争	要求集計結果公表 (第18回中央執行委員会・第4回中央闘争委員会後 定例記者会見)
14日	2025春季生活闘争	第1回回答集計結果公表 および共闘連絡会議合同記者会見
21日	2025春季生活闘争	第2回回答集計結果公表 および記者会見
4月 3日	2025春季生活闘争	第3回回答集計結果公表 および共闘連絡会議合同記者会見

以 上

別紙1：経団連「2025年版 経営労働政策特別委員会報告」に対する連合見解

別紙2：連合総研「2025年度日本経済の姿（改定）」

別紙3：2025 春季生活闘争 主な集会や街頭アピール行動の予定

2025年1月22日
日本労働組合総連合会

経団連「2025年版 経営労働政策特別委員会報告」に対する連合見解

経団連は1月21日（火）、「2025年版 経営労働政策特別委員会報告」（以下「報告」）を公表した。「報告」に対する連合見解を以下のとおり表明する。

I. 全体に対する見解

1. 評価できる点

(1) 時代の変化についての認識は基本的に共通

「報告」は、序文において四半世紀の日本の賃金決定の変化を振り返り、「ベースアップは論外。定期昇給の凍結・見直しも労使交渉の対象」（2003年版報告）との考え方を掲げた時代から、いまは大きく変化しているという基本的認識から書き起こしている。2023年には「『物価動向』を特に重視し、ベースアップの前向きな検討」を呼びかけ、30年ぶりの3%台の賃上げが実現し、2024年には「ベースアップを有力な選択肢」として打ち出し、賃上げが5%台に「加速」したとしている。そして、2025年は、「ベースアップを念頭に置いた検討」を呼びかけ、2023年を起点に醸成されてきた「賃金引上げの力強いモメンタム」の「定着」をはかるとしている。

連合方針では、「2023 闘争で“転換点”をつくり、2024 闘争では“ステージ転換”に向けた大きな一歩を踏み出した。2025 闘争では、四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打ち、動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年としなければならない。連合は、すべての働く人の持続的な生活向上をはかり、新たなステージをわが国に定着させることをめざす」としており、この間の変化についての評価や2025 春季生活闘争の歴史的な意味について基本的に共通している。

(2) 賃上げは「人への投資」と明確に方針化したことを評価

「報告」は、これまでの「賃金決定の大原則」を「賃金・処遇決定の大原則」に深化させた。「賃金引上げと総合的な処遇改善を『人への投資』として明確に位置付け」「経営者には、賃金引上げを『コスト増』ではなく、付加価値の源泉であり、事業の継続と発展に不可欠な『人への投資』であることをより意識した検討・実施を」と明記したことは評価できる。「生産性上昇のない企業も横並びで賃金水準を底上げする市場横断的なベースアップは、もはやありえない。生産性の裏付けのないベースアップはわが国の高コスト構造の原因となるだけでなく、企業の競争力を損ねる」（2006年版報告）などとしてきた過去の考え方を時代の変化にあわせて変えていこうとする姿勢の表れと受け止める。

また、さらに先、「2%程度の適度な物価上昇とともに1%程度の生産性の改善・向上、これらに対応する賃金水準引上げ（ベースアップ）による『構造的な賃金引上げ』の定着」をはかるとしている。連合の掲げる「未来づくり春闘」は、産業・企業、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を起点として、ステージを

変え、経済の好循環を力強く回していくことをめざしており、当面の安定した巡航軌道のイメージとも基本的に重なるところが多い。

連合は、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進行してきた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの課題について中期的な分配構造の転換をはかり、すべての働く者の総合的な生活改善をめざしており、経団連の「賃金・処遇決定の大原則」がより大きな社会課題を視野に入れた考え方として一層深化することを期待したい。

(3) 賃上げのすそ野を広げるには適正な価格転嫁・適正取引が不可欠

「報告」は、「ここ2年間で醸成されてきた賃金引上げの力強いモメンタムを社会全体に『定着』させ、『分厚い中間層』の形成と『構造的な賃金引上げ』の実現に貢献することが、経団連・企業の社会的責務といえる。その達成の鍵は、働き手の7割近くを雇用する中小企業と、雇用者数全体の4割近くを占める有期雇用等労働者の賃金引上げが握っている。とりわけ、中小企業における賃金引上げには、適正な価格転嫁と販売価格アップが不可欠である」とし、中小企業自身の努力に加え、①サプライチェーン全体を通じた取り組み、②社会全体での環境整備、③政府・自治体等による取り組み・支援について昨年以上に分量を割いて言及している。これらの取り組み姿勢は評価できる。ただし、問題は結果である。公正取引委員会や中小企業庁の調査によると、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知度は約5割、平均的な価格転嫁率も約5割にとどまっている。同指針を知っている企業ほど価格転嫁率が高く、価格転嫁率が高い企業ほど賃上げ率も高いという調査結果が出ており、いまこそ、取り組みの徹底をはかるべきである。

労働組合の立場からも適切な価格転嫁・適正取引の取り組みを進めるとともに適切な価格転嫁に対する働く人・生活者の理解促進に努めていくが、経団連には、各業界レベル、会員企業レベルで結果につながる取り組みの徹底を求める。なお、中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査によると、全額転嫁ができていても、賃上げしない企業が26.2%存在しており、問題があることも付言しておく。

2. 相違点

(1) 持続的な賃上げと月例賃金へのこだわり

「報告」は、「月例賃金（基本給）は、働き手の日常生活と密接に関連し、日々の消費行動にも影響するなど、極めて重要な意味を持っている」「ベースアップを念頭に置いた検討」を呼びかけていくとしている一方、月例賃金（基本給）や初任給、諸手当、賞与・一時金（ボーナス）など「多様な方法」による賃金引上げの検討という従来型の表現を引きずっている。今回の「報告」は、十倉体制における集大成であり、社会に対して簡潔明瞭なメッセージを発信するべきである。

わが国の賃金決定は、企業ごとの労使交渉が中心となっており、連合や産業別組織などの方針を踏まえつつミクロの状況も考慮して行われている。だからこそ、個別企業労使に「『社会性の視座』に立って」方向性を示す経団連のリーダーシップの発揮が求められる。

「賃金も物価も上がらない」という社会的規範（ノルム）を変え、新たな経済社会のステージへと転換するためには、将来の生活設計を左右する月例賃金を継続的に引上げることが重要である。将来の見通しが安定しなければ、給与所得から貯蓄

に回す比率が高まり、経済の好循環のサイクルが回っていない。また、規模間、雇用形態間、男女間などで大きな賃金格差がある現状および、人材の確保・定着のためにも魅力ある労働条件の整備が急務であることなどの観点から、月例賃金の改善を最優先して日本社会全体の賃金の底上げを進めるべきである。

(2) 成長に見合った分配の実現

「報告」の TOPICS として、「実質賃金の国際比較」を取り上げ、「1990 年代以降、・・・主要先進国では、実質賃金が伸びている中、日本は労働生産性の向上に比べて、実質賃金はほとんど上昇していない・・・。1 人当たり賃金（年収）で見ても、OECD 諸国平均を大きく下回っている」ことに言及した。日本の実質賃金が停滞した要因について、①パートタイム労働者など就業時間の短い労働者の増加、②交易条件の悪化などをあげている。

しかし、最も大きな要因は、日本経済が成長しても賃金が上がらなかったことにある。1990 年代半ばから 30 年以上にわたり、日本全体の生産性の伸びと賃金の伸びに乖離が生じ、実質賃金は緩やかに低下し続けてきた。また、賃金を中心とする「人への投資」を後回しにして賃金抑制を続けコスト削減で短期利益を追求してきた企業行動こそが、日本の労働生産性の低下（OECD 38 か国中 29 位）を招き、国内設備や技術開発などの抑制と相まって国内の産業基盤を弱めたことが貿易赤字、円安、交易条件の悪化につながっている。財務省「法人企業統計調査」によれば、この 10 数年間で企業の現金・預金残高は 2 倍以上に増え、300 兆円を越えた。

経団連の中長期ビジョン「FUTURE DESIGN 2040」では、「少子高齢化・人口減少」と「資源も持たない島国」という 2 つの制約条件を乗り越え、「科学技術立国」、「貿易・投資立国」を持続的な成長の源泉として、「将来世代が希望を持ち続けられる国民生活を実現する」と提言している。そのためには、マクロの労働生産性に見合った実質賃金の改善を新たな社会的規範（ノルム）として定着させ、働く人・生活者が生活向上の実感と未来への希望を持てる社会を実現すべきである。連合は、建設的な労使関係を基礎として、雇用の維持拡大、労使の協力と協議、成果の公正な分配を柱とする生産性三原則をナショナルレベル、産業レベル、地域レベル、企業レベルで真剣に実践するよう求める。

(3) 格差是正に対する姿勢

報告は、全体的に規模間、雇用形態間、男女間などにおける格差是正の必要性について一定の理解を示しているが、自由な市場原理の結果として生じた歪みを積極的に是正しようという姿勢が弱い。連合は、「分配構造の転換」を方針に掲げ、現状の企業間、労使間、労働者間の分配のあり方を大きな視点から見直すべきだと考えている。雇用労働者の 7 割は中小企業で働いており、わが国の経済社会の基盤を支えている中小企業が元気を取り戻し成長していかなければ、好循環は回らない。

ある経営者は「良い商品・サービスに値が付くのは当然という社会にしないといけない」というが、これまでの企業間取引において、製品やサービスと労働の価値を認め合い、大企業も中小・小規模事業者も共存共栄できる価格設定が実現しているとは言い難い。弱いものがより弱いものを叩き、人件費を含む過当競争の結果として現状の格差が生じているのだから、適正取引と労働の価値にふさわしい社会的な賃金水準を同時に追求する必要がある。2024 年の大企業の賃上げは 2 万円を越える回答も少なくなかったにもかかわらず、「『18,000 円以上・6%以上』とする

中小組合の要求水準は、・・・極めて高い水準といわざるを得ない」としているのは遺憾である。大手企業と中小企業の賃金水準には差があり、人手不足のなかにおいて、中小企業の賃金格差の是正はまったなしであり、経団連および会員企業は、その環境を整えるとともに、取引先に遠慮することなく積極的な賃上げをするよう背中を押す役割を果たすべきである。労働組合の要求に真摯に耳に傾け、労使交渉が行われることを期待する。

II. 個別項目についての見解

※ 以下の項目番号は「経労委報告」の章建てに準ずる
第I部 生産性の改善・向上に資する「多様な人材」活躍推進と「人への投資」強化
1. 基本的な考え方（生産性の改善・向上に必要な制度整備・支援策等）

(2) DEIのさらなる推進・浸透

② DEI推進・浸透による効果と課題

(b) DEI推進・浸透の課題（アンコンシャス・バイアス対策）

「報告」において、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への対策」をDEIのさらなる推進・浸透の課題と位置づけ、「男性・女性はこうあるべき」などといった「潜在意識を取り除くべく、継続的な周知活動等を通じて、働き手一人ひとりが自身のアンコンシャス・バイアスに気付き、多様な人材を受け入れる素地を形成していくことが極めて重要である」とした点は評価できる。

なお、「自身のアンコンシャス・バイアスに気付き、多様な人材を受け入れる素地を形成していくこと」は、働き手だけではなく、経営者自身の課題でもあることを自覚し、自らが取り組んでいくことが重要である。

(3) 「自社型雇用システム」の確立

今年の「報告」では、「メンバーシップ型雇用やジョブ型雇用の特徴を踏まえ、各企業が、自社の事業内容や経営戦略、企業風土等との親和性等に照らしながら、最適な雇用システム、すなわち『自社型雇用システム』を検討し、確立する必要がある」とし、かつてのジョブ型推進のスタンスから一定の距離を置く姿勢がみられる。また、TOPICS「デフレ経済の振返り」の中では、「年功型賃金制度から、成果主義型賃金制度の導入が進んだこととあいまって、定期昇給の延期・凍結が一部の企業で行われるなど賃金が伸び悩む中で、消費者の購買力は減少し、消費の停滞の大きな要因となった」「成果の客観的な測定（数値化）が困難な職種への対応のほか、働き手が短期的・個人的な成果を追求してチャレンジングな仕事やチームワークが求められる業務を避けるなど様々な問題が顕在化し、見直しを迫られた」と、安易な成果主義賃金へのシフトに対する評価も記載されている。

一方、「報告」では、「『自社型雇用システム』を検討し・確立する必要がある」としている。しかし、これまでの連合見解および連合白書で指摘しているとおり、ジョブ型雇用の定義や内容についての共通理解が不十分であり、社会全体の雇用慣行を含めた雇用システムと個別企業の人事処遇制度を峻別する必要がある。とりわけ、ジョブ型人事制度については、「ジョブ型人事指針」が示すように各社の制度が多様であり、企業規模や職種などによってはジョブ型人事制度がなじまない場合や無理な導入によって人材定着に逆行しないよう、個別労使における丁寧な協議等による決定が不可欠である。なお、いわゆる職務給は、定期昇

給も人事査定もないのが一般的であることを付言しておく。

今必要なことは、社会のニーズや技術革新の変化に対応できる人材の確保・育成と透明・公正で納得できる人事処遇制度の整備である。人材を育てずに初任給をはじめとする採用時の賃金水準だけ高くし、人材を引き抜き使い捨てにするような人事政策では、企業の持続的な成長も社会全体の生産性向上も期待できない。経団連には、経営者に対し、「人への投資」の重要性と人を大切にする経営姿勢を促すことを期待する。

(4) 労働時間法制の見直し・複線化

「報告」では、「現行の労働基準法が前提とする『労働時間をベースとする処遇』だけではなく、『労働時間をベースとしない処遇（仕事・役割・貢献度を基軸とする処遇）』との組み合わせが可能な労働時間法制へと見直して、複線化を図っていかなくてはならない」としているが、長時間労働を助長しかねない制度の導入は受け入れられない。労働者の健康とワークライフバランスの確保に向けた働き方改革関連法の定着促進にこそ取り組むべきである。

そもそも労働基準法は、労使の交渉力の格差を踏まえて契約自由の原則の修正をはかり、労働者の「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」労働条件の最低基準を定めた強行法規である。今後も労働者保護の基本原則を堅持しつつ、現行法で不十分な点を直視した上で労働者の安心・安全の底上げに向けて強化をはかるとともに、より多くの働く者が法の保護を受けられるようにすべきである。

特に労働時間規制は、労働者の健康・安全確保とともに、家庭生活・社会生活を営むための生活時間の保障という重要な機能を持っている。また、同規制が持つ労働者間の長時間労働による競争を防止する公共的な意義も踏まえれば、今後もこれらの機能の維持・向上をはかるべきである。

また、「『労働時間をベースとしない処遇』を可能とする、裁量労働制の拡充を強く求めたい」として「裁量労働制の対象業務について、過半数労働組合など企業労使が話し合って決定できる仕組み（デロゲーション）を創設すべきである」とするが、裁量労働制については、2024年の省令等改正を踏まえた適正運用の徹底を行うべきであり、その対象業務は拡大すべきではない。さらに「労使委員会の決議を企業単位あるいはブロック単位で可能とすること」にも言及しているが、職場ごとの実態を踏まえて行われる労使協議などの重要性に鑑みれば、手続きの緩和や簡素化は不要である。裁量労働制の対象業務に限らず、「労使コミュニケーション」の名の下に、その解除を労使合意に委ねる「デロゲーション（法規制の解除）」の拡大は、法の存在意義を否定するものであり、認められない。

2. 労働参加の拡大（「量」）と「多様な人材」の活躍推進（「質」）

(1) 外国人

「報告」では、「外国人が日本で就労しながらキャリアアップが可能なわかりやすい制度の構築」に言及しており、その視点は重要である、一方、「日本語が堪能でなくとも就労できる」とあるが、日本語能力は、外国人にとって、就労時のみならず、日常生活においても重要であり、これまで以上に日本語能力の向上の取り組みを推進する必要がある。わが国に在留する外国人について、文化・習慣の違いや差別・偏見などから、様々な人権問題が発生しており、「ビジネスと人権」の観点から、グループ会社やサプライチェーンも含め「人権」への対応の強化が求められる。

(2) 女性

④女性特有の健康課題への理解とアンコンシャス・バイアスの払拭

「報告」が女性の活躍推進に関し、『家事・育児は男性が行うものではない』『育児中の家庭の女性社員は海外赴任できない』といった企業や同僚社員のアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を払拭することが「重要である」としたことは、連合の考えと一致している。しかし一方で、その目的を「女性社員の就業・成長機会や育児の機会を喪失させないこと」と述べていること自体、「育児は女性が行うべき」という、アンコンシャス・バイアス、固定的性別役割分担意識が根深く残っていると看做されるを得ない。「就業・成長機会や育児の機会を喪失させないこと」は、女性社員に限らず男性社員にとっても必要不可欠であり、「②女性のキャリア継続・早期復帰支援と男性の家事・育児促進」で述べているとおり、「男性社員が育児休業を取得しにくい理由や支援のニーズを把握した上で、マネジメントにおける工夫や柔軟な働き方の推進、育児休業の開始時・復職時のサポート、長時間労働の防止、育児期の社員を支える周囲の社員への支援等を講じること」が重要である。

(4) 高齢者

「報告」が指摘するように、「高年齢雇用継続給付受給等のため、賃金水準を定年前より大きく下げているケースが多い」。同一労働同一賃金を実現する観点から、通常の労働者と高年齢労働者との間に不合理な格差のない、均等・均衡のとれた賃金制度に見直す必要がある。

また、「報告」は、「高齢社員が有する能力やスキルなどを一企業にとどめずに社会全体で活用することも重要」、「企業においては副業・兼業の促進や業務委託の活用」が求められるとしている。業務委託などの雇用によらない就労は労働関係法令による労働者保護が及ばないことから、就労を希望する高齢者に対し、「雇用による就労」を推進すべきである。

(5) 障害者

②今後の課題

「報告」は、足許の法定雇用率の達成状況や次期の法改正をも見据え、2026年7月に予定される法定雇用率の改定時期を柔軟に検討することや、今後の除外率引き下げ時期と幅を慎重に検討すること、今後の納付金制度の対象範囲拡大を検討するならば経過措置を議論すべきなどとしている。「共生社会」の実現に向けては雇用の質の向上のみならず雇用者数も重要であり、労働政策審議会で審議・決定した法定雇用率を予定どおりに引き上げるとともに、除外率についても早期撤廃に向けた議論が必要である。また、納付金制度の対象範囲拡大にあたっては、「報告」が指摘する中小企業への支援拡充が不可欠である。

(6) 有期雇用等労働者

「報告」は、「正社員の仕事がない」ために有期雇用等を選択した「不本意有期雇用等労働者のみならず、本当は正規雇用で働きたいものの「家事・育児・介護等と両立しやすい」ために有期雇用等を選択した「『潜在的』不本意有期雇用等労働者」も視野に入れて、処遇改善や正社員化を進めるべきとする。

この視点は極めて重要であるが、労働契約法 18 条の無期転換逃れや無期転換後の労働条件への対応を置き去りにすべきではない。これらを総合的に進めることなくして、パートや有期雇用等で働く労働者の真の雇用の安定と処遇改善は真に果たすことができない。

3. 円滑な労働移動の推進

(1) 近年の労働移動の状況

「報告」は、持続的な成長には、「成長産業・分野等や地域経済の主な担い手である中小企業等への円滑な労働移動が欠かせ」ず、「労働市場を労働移動に適したものと創り上げていく必要がある」としている。また、シンクタンクの調査結果を引用し、転職希望者比率は、「一定割合に上っており、年齢が低いほどその割合は高い」としているが、「報告」図表 1-18 のとおり、転職希望者はこの 5 年間で 2% 強増加し 15% 弱となっている。労働移動にあたっては、労働者の意思の尊重されることはいうまでもなく、労働者が自ら移動したいと思える魅力的な企業・産業の育成を前提とすべきであり、こうした環境整備が求められる。

(2) 働き手における取組み

①主体的なキャリア形成

「報告」は、働き手のキャリアは「『会社に与えられるもの』から『自身が考え、必要なスキルを取得して実現するもの』へと認識を変えていくことが望まれる。そのためには主体的なキャリア形成意識の醸成が重要」としている。キャリア形成においては、企業内再配置を前提とした人材育成方針の明確化や意識醸成はもとより、パート・有期雇用等で働く者をはじめ、すべての労働者に等しく能力開発機会が提供されるよう、企業が責任を持って取り組む必要がある。そのうえで、適切な評価と処遇改善を一体的に行い、「仕事と学びの好循環」につなげることが重要である。

(3) 企業における取組み

①採用方法の多様化

(a) 新卒採用

「報告」は、「近年問題視されている、いわゆる『オワハラ』（内定等と引き替えに就職活動の取り止めを強要する等、学生の職業選択の自由を妨げる行為）への対応も求められる」と述べているが、問題視されているのはいわゆる「オワハラ」だけではない。面接の場などにおける「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「採用の見返りに不適切な関係を迫る行為」をはじめとするセクシュアル・ハラスメントや「高圧的な態度で人格を否定するような暴言により求職者を精神的に追い詰める行為」などを含めたあらゆるハラスメントを未然に防止するため、企業は社内での啓発の強化・徹底を図るべきである。

(4) 政府等における取組み

③その他の制度整備

「報告」は、「労働者保護の観点から、（解雇無効時の金銭救済）制度の創設を急ぐべきである」としているが、同制度は安易な解雇を促進し、不当な解雇を正当化しかねないうえ、労働審判員制度など、有効に機能している既存の労働紛争解決システムで十分対応可能である。職場環境を改善せずとも労働者に金銭を支払うこ

とで労働契約の解消を可能とし、本来守られるべき労働者の地位をないがしろにする同制度は断じて導入すべきではない。

また、労働契約法第16条（解雇権濫用法理）について、「雇用条件や企業特性等に応じた明確化が求められる」としているが、解雇の有効性は個別事情を踏まえて判断されるべきものであり、使用者による恣意的な解雇を招きかねない外形的な基準などを一概に定めるべきではない。

第Ⅱ部 2025年春季労使交渉・協議における経営側の基本スタンス

4. 多様な方法による「賃金引上げ」の検討

(5) 最低賃金引上げ

②法定最低賃金の状況と基本的な考え方

「報告」は、地域別最低賃金について、「最低賃金法に規定されている決定の3要素（地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）に基づいた丁寧な議論はもとより、その影響を受けやすい中小企業の生産性と賃金支払能力を高めるための環境整備が不可欠である」としている。連合も、毎年の上げ幅については、現行制度のもと、公労使三者がデータに基づき議論を尽くして決定すべきと考える。また、「報告」は、「最低賃金の大幅な引上げにあたって、企業における十分な準備期間を確保する必要がある。現状、多くの地域で10月発効となっているが、区切りのよい年初めの1月や年度初めの4月を有力な選択肢として、各地方最低賃金審議会でも検討することが望まれる」としている。法定最低賃金は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、賃上げの流れを社会の隅々まで早期に波及させるためにも、発効日はできるだけ早くすべきであり、1月発効など論外である。

「報告」は、特定（産業別）最低賃金について、「『地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合』に全会一致の議決を経て設定されるにもかかわらず、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げによって、特定最低賃金が実質的に機能していないケースが目立っている。そこで、複数年度にわたって地域別最低賃金を大幅に下回っている場合や、地域別最低賃金との乖離額が大きいケースについては、廃止に至った事例を参考に、関係労使に意見聴取した上で各地方最低賃金審議会において廃止を検討する必要がある」としている。人手不足のもとで産業間の人材獲得競争が課題となっていることなどを鑑みれば、むしろ魅力ある産業づくりのために特定（産業別）最低賃金を積極的に機能させるべきである。多くの企業で初任給や募集賃金を大幅に引き上げる一方、特定（産業別）最低賃金の水準引き上げに抵抗してきたのは一部の使用者側委員である。地域によっては、全会一致の運用ルールを盾にして、合理的な説明もなく「必要性なし」の結論だけを主張するケースも散見される。廃止ありきのルール化は、到底受け入れることはできない。特定（産業別）最低賃金の意義と役割を再確認するとともに、時代の変化に対応して機能させるべく、中央最低賃金審議会において新設を含めた運用ルールの見直しを検討すべきである。

Ⅲ. おわりに

2025 春季生活闘争に関する認識や問題意識は、昨年以上に経団連と連合で重なるところが少なくない。お互いの寄って立つ立場の違いはあるものの、わが国社会の明るい未来と働く人・生活者の幸せを実現したいという目的に違いは見当たらない。連合は、「適切な緊張感と距離感を保ちながら、安定的で良好な労使関係」を基本にしながら、4 回目となる「未来づくり春闘」を展開していく。

厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」（2024 年）によると、労働組合の有無により賃上げ率に約 1 ポイントの差があった。労働組合だからこそ、労使対等の立場で労働条件などの交渉ができる。連合は、労働組合に集う仲間を増やすとともに、労働組合のない職場への波及力を一層高め、働く仲間全体の生活向上の実現をめざす。

2025 春季生活闘争は、変化する国際情勢の中で展開される。政府には、物価や為替レートの安定を含め、適切なマクロの経済社会運営と賃上げに向けた環境整備を求める。

以 上

2025 年度日本経済の姿（改定案）

2025 年 1 月 21 日

（公財）連合総合生活開発研究所

1. 日本経済をめぐる現況

我が国経済は、コロナ禍の影響から脱却して、緩やかに回復を続けている。名目 GDP は、物価上昇の影響もあり、2024 年 4 - 6 月期以降、2 四半期連続で年率 600 兆円の大台を上回ったほか、企業収益も過去最高の水準にある。

他方、物価高は家計の実質的な可処分所得や消費の低迷などの副作用をもたらしており、国民生活は依然として厳しい状況におかれている。2024 年春闘における賃上げ率が 33 年ぶりに 5% 超の高水準となったことを背景に、実質賃金が夏季一時金支給時期の 6、7 月に前年比でプラスに転じ、個人消費が持ち直すなど改善に向けた動きが見られるものの、総じて力強さを欠いている。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の動向や地政学的な緊張、金融資本市場の変動等が我が国経済を下押しするリスクにも留意する必要がある。

このように、我が国経済には前向きな動きが見られるものの、力強い牽引役に欠ける状況にあり、回復の持続性には不確実さが残っている。動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せ、すべての働く人の持続的な生活向上をはかる新たなステージを我が国に定着させるためにも、2025 年春季生活闘争において、前年以上の賃上げを実現することが極めて重要である。

2. 2025 年度の日本経済の見通し

以下では、「2024~2025 年度 経済情勢報告—生活向上につながる賃上げの実現と労働環境の改善へ」（2024 年 10 月）に掲載した「2025 年度の日本経済の姿」について、その後の経済データや情勢変化等を踏まえて改定を行った。

今回の見通しにおいては、25 年度は物価上昇率を上回る賃金の引き上げが持続することが見込まれ、24 年度後半から 25 年度にかけて民間消費や設備投資が増加するケース（以下、「ケース 1」という。）と、25 年度は賃金の引き上げが物価上昇に比べて十分でない伸び率にとどまることが見込まれ、24 年度後半から 25 年度にかけて民間消費や設備投資が低迷するケース（以下、「ケース 2」という。）の 2 つのケースに分けて日本経済の姿を示している。なお、ケース 1 においては、「ベースアップ分で 3% 以上、定昇相当分を含め 5% 以上¹の賃上げを目安とし、その実現をめざす。」としている連合の 2025 年春季生活闘争方針との整合性を勘案しつつ、試算を行っている。

¹ 中小組合については、格差是正分 1% 以上を加えた 6% 以上。

各ケースとも一定の仮定に基づいた試算であることや、先行きの不確実性が高いことに鑑み、本見通しで提示した諸係数は相当程度幅を持って捉えられる必要がある。

両ケース共通の前提

- (1) 公需については、「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 6 年 12 月 25 日閣議了解）における実質 GDP 成長率に対する公需の寄与度（0.0%pt 程度）と同程度の水準を想定している。
- (2) 輸出については、中国経済は不動産市場の調整の影響等により足踏み状態が続く一方、欧米先進諸国が金融緩和に転じたこと等を背景に世界経済の緩やかな拡大は継続すると見込まれることから、緩やかに増加すると見込んでいる。
- (3) 為替レート、原油価格については、2024 年 10-12 月期の水準で一定と想定している。
- (4) 消費者物価上昇率（対前年度比）は、賃上げによるコスト上昇を製品・サービス価格に転嫁する動きが見込まれる一方、輸入物価の上昇に伴う価格転嫁の動きは一巡すると見込まれることから、24 年度の 2%台半ばから、25 年度にはケース 1 で 2%程度、ケース 2 で 1%台半ばまで鈍化すると見込んでいる。

ケース 1：実質成長率 1%以上、物価上昇率 2%程度、生活向上 1%以上の巡航軌道に乗る

25 年度は物価上昇率を上回る賃金の引き上げが実現することが見込まれ、所得環境の改善が継続することから、民間消費は引き続き増加し、住宅投資も増加に転じる。設備投資は、企業マインドの改善を受け、継続的に拡大する。輸入は、内需が増加することから緩やかに増加する。

この結果、GDP 成長率は実質で 24 年度は 0.4%程度、25 年度は 1.3%程度と見込まれる。

ケース 2：3 年度連続で実質成長率が 0%台の低成長

25 年度は賃金の引き上げが物価上昇に比べて十分でないことが見込まれ、民間消費は伸び悩み、住宅投資は引き続き減少する。設備投資も、先行きの不透明感から企業マインドも悪化し、伸び率は鈍化する。輸入は、内需の弱さを反映して、ケース 1 よりも低い伸びにとどまる。

この結果、GDP 成長率は実質で 24 年度は 0.4%程度、25 年度は 0.6%程度と見込まれる。

【付表】

単位（％，％pt）	23年度 （実績）	24年度	25年度	
			ケース 1	ケース 2
実質GDP	0.7	0.4	1.3	0.6
（民需寄与度）	▲ 0.6	0.7	1.4	0.4
民間最終消費支出	▲ 0.4	0.7	1.6	0.4
民間住宅	0.8	▲ 1.4	0.4	▲ 0.5
民間企業設備	▲ 0.1	2.1	2.9	1.0
（公需寄与度）	▲ 0.2	0.3	0.0	0.0
政府最終消費支出	▲ 0.8	1.3	0.1	0.1
公的固定資本形成	▲ 0.3	1.4	0.3	0.3
（外需寄与度）	1.4	▲ 0.6	▲ 0.1	0.2
財・サービスの輸出	2.8	1.4	2.7	2.7
財・サービスの輸入	▲ 3.3	4.5	3.2	1.5
名目GDP	4.9	2.9	2.8	1.6
GDPデフレーター	4.2	2.5	1.5	1.0

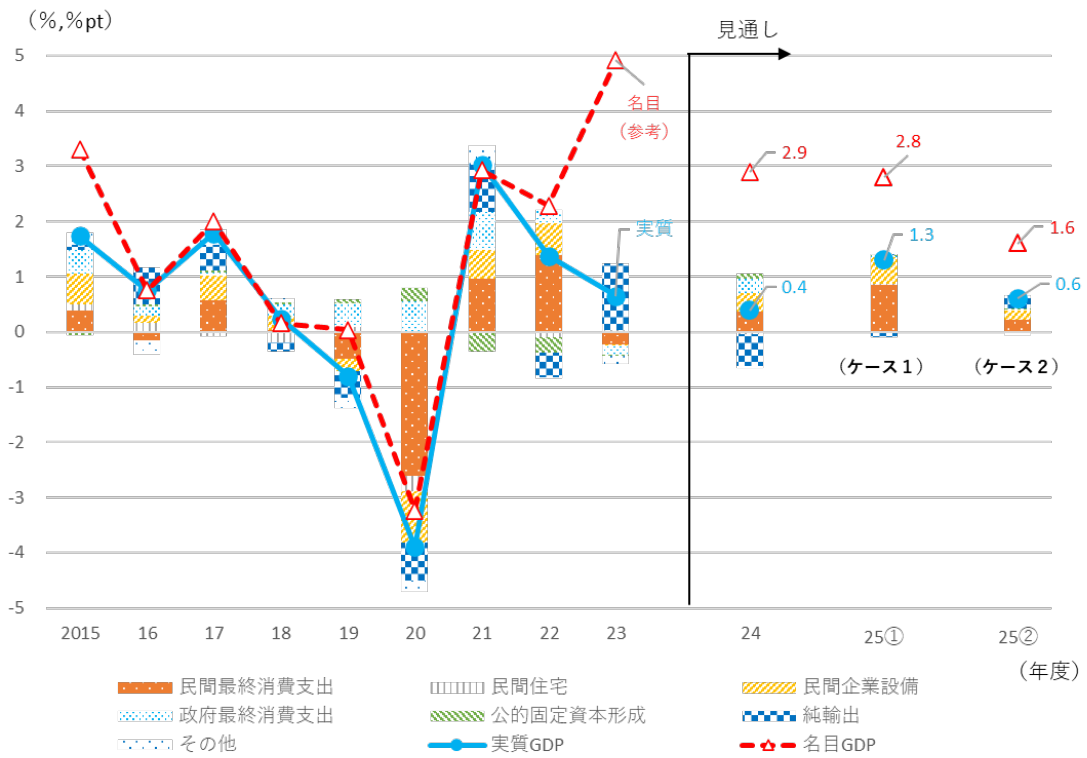
（参考）想定為替レート及び原油価格（注）

	24年度 （残余期間）	25年度
為替（円/ドル）	152.4	152.4
原油価格（ドル/バレル）	69.7	69.7

（注）作業のための想定であって、予測あるいは見通しを示すものではない。

【参考】

実質 GDP 成長率の見通しと需要項目別寄与度



2025春季生活闘争 主な集会や街頭アピール行動等の予定

1月14日時点 1月以降に実施予定の行動（空欄は未確定） ※変更される可能性がありますので、詳細は当該地方連合会等にお問い合わせ下さい。

地方連合会 名称	集会、街宣行動の名称	開催 予定日	開始 予定時間	終了 予定時間	開催場所	参加 予定人数	主な内容
01北海道	連合アクション2.27街宣	2月27日	18:00		検討中		街宣活動
	春季生活闘争総決起集会	3月10日	18:00	19:30	札幌市民ホール	800	集会
02青森	2025春季生活闘争討論集会	2月1日	13:30	15:30	青森県労働福祉会館	200	集会
	れんごうの日街宣	2月10日	12:00	13:00	さくら野百貨店青森店前	20	街宣活動
	2025春季生活闘争総決起集会	3月1日	11:00	13:00	青森県労働福祉会館	500	集会 デモ
03岩手	連合の日(05日)街頭宣伝行動	2月5日			盛岡市内2ヶ所		街宣活動
	2025春季生活闘争「2.7闘争開始宣言」集会	2月27日	18:00		岩手教育会館		集会 デモ
	2025春季生活闘争「連合アクション」街頭行動	3月5日					街宣活動
	2025春季生活闘争・地場・中組解決促進総決起集会						集会
04秋田	キックオフ集会	1月23日	18:00	19:00	フォーラム秋田	100	集会
	ファイティングフォーラム	2月27日	18:00	19:00	エリアなかいち	300	集会
05山形	春季生活闘争キックオフ集会	2月6日	14:30	16:00	大手門パルズ	80	集会
	春季生活闘争総決起集会	3月1日	13:00	16:00	山形市民会館	500	デモ 集会
06宮城	連合宮城2025春季生活闘争討論集会	1月28日	18:00	19:30	ハーネル仙台	100	集会
	連合宮城2025春季生活闘争総決起集会	2月27日	18:00	19:30	仙台市勾当台公園	400	集会 デモ
	「36協定」の取り組みと連動した春季生活闘争に係わる街宣行動	3月6日	11:45	12:30	仙台市内	30	街宣活動
	2025すべての働く者の底上げ集会	3月25日	16:00	19:00	仙台市内	500	集会 デモ 会議・その他
07福島	連合福島「ふくしま地位活性化シンポジウム」	2月7日	13:30	15:30	ラコバふくしま	200	集会
	連合アクション！街頭行動	2月7日	17:30	18:00	福島駅東口	50	街宣活動
	2025春闘勝利総決起集会	3月1日	10:00	12:00	街なか広場	500	集会 デモ
	連合アクション！街頭行動	3月7日	17:30	18:00	福島駅東口	50	街宣活動
08群馬	春闘決起集会	2月27日	18:30	20:00	高崎市内	150	集会 デモ
	春闘周知行動	2月27日	17:15	17:45	高崎駅西口	20	街宣活動
09栃木	れんごうの日街宣	1月6日	7:30	8:30	JR宇都宮駅	20	街宣活動
	春闘セミナー	1月18日	13:30	17:00	栃木県労働者福祉センター	20	会議・その他
	れんごうの日街宣	2月5日	7:30	8:30	JR宇都宮駅	20	街宣活動
	春季生活闘争総決起集会	2月15日	10:00	12:00	宇都宮市オリオンスクエア	2,000	集会 デモ
	春闘等要請行動（2月5日以降順次）	2月5日			県経営者協会ほか		会議・その他
	春闘記者会見・2月上旬調整中				県庁記者クラブ		
	れんごうの日街宣	3月6日	7:30	8:30	JR宇都宮駅	20	街宣活動
	国際女性デー街宣	3月8日	10:00	11:00	JR宇都宮駅	20	街宣活動
	国際女性デー栃木のつどい	3月8日	14:00	16:30	ガス会館	50	集会
	栃木県労使協議会・3月上旬調整中		10:00	13:00	宇都宮市内	40	会議・その他
	れんごうの日街宣	4月4日	7:15	8:15	JR小山駅	20	街宣活動
10茨城	春季生活闘争総決起集会	3月1日	10:00	12:00	三の丸広場	1,000	集会 デモ
11埼玉	1次行動 春闘開始宣言	2月4日	18:00	18:58	大宮駅東口	100	街宣活動
	連合アクション街宣行動	2月27日	18:00	19:00	大宮駅東口	100	街宣活動
	2次行動 ミニマム賃金アピール	3月6日	18:00	19:00	大宮駅東口	100	街宣活動
	4次行動 中小解決促進街宣行動	4月8日	18:00	19:00	大宮駅東口	50	街宣活動
	4次行動 中小解決促進街宣行動	4月11日	18:00	19:00	川越駅東口デッキ	30	街宣活動
	4次行動 中小解決促進街宣行動	4月15日	18:00	19:00	南越谷駅南口	30	街宣活動
	4次行動 中小解決促進街宣行動	4月17日	18:00	19:00	川口駅東口デッキ	30	街宣活動

地方連合会 名称	集会、街宣行動の名称	開催 予定日	開始 予定時間	終了 予定時間	開催場所	参加 予定人数	主な内容
	4次行動 中小解決促進街宣行動	4月18日	18:00	19:00	熊谷駅北口	30	街宣活動
12千葉	千葉県経営者協会定期懇談会	2月13日	15:30	17:00	京成ホテルミラマーレ	30	会議・その他
	春季生活闘争総決起集会	3月1日	14:00	16:30	千葉市中央公園	2500	集会 デモ
	地域中小共闘センター会議・学習会	3月27日	18:00	19:00	教育会館新館 501会議室	50	会議・その他
13東京	2025春季生活闘争総決起集会 三多摩ブロック地協	2月28日	18:30	20:00	たましんRISURUホール	150	集会
	2025春季生活闘争総決起集会 東部ブロック地協	3月3日	18:00	19:30	東天紅 上野	150	集会
	2025春季生活闘争総決起集会 中南ブロック地協	3月4日	18:00	19:30	日本教育会館一ツ橋ホール	300	集会
	2025春季生活闘争総決起集会 西北ブロック地協	3月11日	18:00	19:30	ベルクラシック東京	600	集会
14神奈川	2025春季生活闘争・第27回参議院選挙総決起集会	2月25日	18:30	19:55	神奈川県民ホール	1,200	集会
	2.27連合アクション	2月27日	18:00		神奈川県内各駅前		街宣活動
15山梨	2025春季生活闘争 春闘セミナー&闘争開始宣言集会	2月6日	18:30	20:00	ジ'ットプ'ラザ 甲府	100	集会
	連合アクション2025春闘	2月27日	7:00	18:00	県内	30	街宣活動
	2025春季生活闘争 総決起集会	3月3日	18:30	20:00	未定		集会
16長野	連合長野第37回地方委員会	1月17日	13:00	14:30	松本市勤労者福祉センター	100	会議・その他
	連合長野れんごうの日街宣	2月5日	17:00	18:00	長野駅前	15	街宣活動
	2025春季生活闘争長野県中央総決起集会	2月27日	18:00	20:00	長野市生涯学習センター	150	集会 デモ
17静岡	2025連合静岡アクション2.22集会	2月22日	13:30	16:00	常盤公園	1,000	集会 デモ
18愛知	連合アクション街宣行動	2月27日	7:30	8:30	金山総合駅	20	街宣活動
	2025春季生活闘争 1万人総決起集会	3月2日	10:30	13:00	久屋大通公園	10,000	集会 デモ
19岐阜	れんごうの日街宣	1月6日	18:00	18:30	J R 岐阜駅北 (十六銀行本店前)	15	街宣活動
	れんごうの日街宣	2月5日	18:00	18:30	J R 岐阜駅北 (十六銀行本店前)	15	街宣活動
	連合岐阜2025春季生活闘争総決起集会	3月7日	18:30	20:00	J R 岐阜駅北口及び周辺	600	集会 デモ
20三重	2025春季生活闘争に関する記者会見	1月27日	15:00	16:00	三重県勤労者福祉会館	5	会議・その他
	連合三重全国一斉春季生活闘争街宣行動	2月27日	17:30	18:00	津駅	30	街宣活動
	2025春季生活闘争三重県総決起集会	3月1日	10:00	11:00	メッセウィングNHW	1,100	集会
21新潟	春季生活闘争開始宣言街頭行動	1月31日	17:00	17:30	新潟駅前	15	街宣活動
	2025春季生活闘争新潟県中央総決起集会	2月27日	18:30	20:00	新潟ユニゾンプラザ	450	集会
	2025春季生活闘争中小・地場総決起集会	3月29日	10:00	12:00	燕三条地産センターリサーチコア	150	集会 デモ
22富山	2025春季生活闘争・闘争開始宣言集会	2月6日	14:00	16:00	ポルファートとやま	150	集会
	連合全国一斉集中労働相談周知のための街宣行動	2月13日	7:45	8:30	富山駅前	30	街宣活動
	連合アクションin富山駅	2月27日	7:45	8:30	富山駅前	30	街宣活動
	連合アクションin富山駅	3月6日	7:45	8:30	富山駅前	30	街宣活動
	連合アクションin富山駅	4月4日	7:45	8:30	富山駅前	30	街宣活動
	2025春季生活闘争 地場・中小労組総決起集会	4月4日	18:15	19:00	CiC前広場	100	集会
23石川	第3回中小共闘センター会議	2月6日	18:00	19:30	FP4階	20	集会視聴
	2025春季生活闘争勝利!金沢中央総決起集会	2月27日	18:15	19:30	いしかわ四高記念公園	1,000	集会 デモ
	アクション36街宣①	3月6日	8:00	9:00	金沢駅	20	街宣活動
	アクション36街宣②	3月6日	11:45	12:45	武蔵が辻	20	街宣活動
	2025春季生活闘争パワーアップ集会	3月28日	18:00	19:30	FP2階ホール	100	集会
24福井	中小共闘センター交流学習会	1月25日	13:00	19:00	福井市織協ビル	50	会議・その他
	春闘学習会(嶺南地区)	2月6日	19:00	20:30	リブラ若狭	40	会議・その他
	春闘街頭行動(福井地区)	2月12日	7:30	8:30	J R 福井駅周辺	20	街宣活動
	春闘街頭行動(嶺南地区)	2月12日	18:00	19:00	アルプラザ敦賀	20	街宣活動
	春闘学習会(福井地区)	2月13日	18:30	20:00	ユニオンプラザ福井	40	会議・その他
	春闘学習会(丹南地区)	2月19日	18:00	19:30	アイアイ鯖江	50	会議・その他
	春闘総決起集会	2月27日	18:30	19:30	アオッサ県民ホール、丹南・嶺南会場	600	集会

地方連合会 名称	集会、街宣行動の名称	開催 予定日	開始 予定時間	終了 予定時間	開催場所	参加 予定人数	主な内容
25滋賀	春季生活闘争闘争開始宣言大集会（2会場WEB中継）	2月9日	10:30	12:00	大津市民会館	1,200	集会
	春季生活闘争闘争開始宣言大集会（2会場WEB中継）	2月9日	10:30	12:00	ひこね文化プラザ	1,300	集会
	連合全国一斉アクション滋賀県街頭集会	2月27日	18:30	19:15	JR草津駅（メイン）	150	街宣活動 集会
	連合全国一斉アクション滋賀県街頭集会	2月27日	18:30	19:15	JR石山駅	150	街宣活動 集会
	連合全国一斉アクション滋賀県街頭集会	2月27日	18:30	19:15	JR彦根駅	150	街宣活動 集会
	連合全国一斉アクション滋賀県街頭集会	2月27日	18:30	19:15	JR近江八幡駅	150	街宣活動 集会
	3.8国際女性デー街頭行動	3月7日			未定		
	中小に対する春闘の取り組みを検討中	4月4日			未定		
26京都	2025春闘開始宣言集会	2月4日	18:30	19:00	京都経済センター	150	集会
	2025春闘スタート！街宣行動	2月4日	19:15	19:45	四条烏丸交差点	150	街宣活動
	2025春季生活闘争勝利総決起集会	2月28日	18:20	19:00	円山公園音楽堂	2,500	集会
	2025春季生活闘争勝利デモ	2月28日	19:10	20:30	音楽堂～四条河原町～京都市役所前	2,500	デモ
	2025春闘回答引き出し強化！街頭行動	3月24日	18:15	18:45	四条烏丸交差点	50	街宣活動
27奈良	連合白書学習会	1月18日	13:00	15:00	県人権センター	100	集会
	連合アクション街宣	2月27日	18:00	19:00	奈良県内4か所	50	街宣活動
	春季生活闘争総決起集会	3月7日	18:30	19:15	近鉄奈良駅前	150	集会 街宣活動
28和歌山	2025春季生活闘争「学習会・闘争開始宣言」集会	2月12日	18:15	19:45	プラザホープ	90	会議・その他
	2025春季生活闘争「全国一斉アクション2.27集会」	2月27日	17:45	18:30	和歌山城「西の丸広場」	200	集会
29大阪	春闘アピール街頭行動（2/17～21）	2月17日	18:00	19:00	近鉄八尾駅	30	街宣活動
	春闘アピール街頭行動（2/17～21）	2月18日	18:00	19:00	南海堺東駅	30	街宣活動
	春闘アピール街頭行動（2/17～21）	2月19日	18:00	19:00	京阪寝屋川市駅	30	街宣活動
	春闘アピール街頭行動（2/17～21）	2月20日	18:00	19:00	JR高槻駅	30	街宣活動
	春闘アピール街頭行動（2/17～21）	2月21日	18:00	19:00	京阪・メトロ天満橋駅	30	街宣活動
	2025春季生活闘争総決起集会直前デモ行進	2月27日	17:30	18:15	大阪市内	130	デモ
	2025春季生活闘争総決起集会	2月27日	18:30	19:00	扇町公園	11,000	集会
	中小労組解決促進集会（3月開催予定）				エル大阪	100	集会 デモ
30兵庫	春季生活闘争開始宣言集会	2月7日	17:00	17:30	兵庫勤労福祉センター	70	集会
	街頭行動	2月13日	12:30	13:00	JR元町駅前	20	街宣活動
	官公部門連絡会/総決起集会・学習会	2月25日	15:00	17:00	兵庫県中央労働センター	100	集会 会議・その他
	春季生活闘争/政策・制度要求実現総決起集会	3月1日	10:30	11:30	アクリエ姫路	500	集会 デモ
	街頭行動	4月8日	12:30	13:00	大丸神戸店前（予定）	20	街宣活動
31鳥取	鳥取県版政労使会議	1月24日	10:00	12:00	鳥取県庁	30	会議・その他
	春季生活闘争開始宣言集会	2月1日	13:00	16:00	鳥取県立倉吉体育文化会館	300	集会
	経営者団体との意見交換会	2月10日	15:00	17:00	鳥取シティホテル	10	会議・その他
	連合鳥取中部地域協議会「単組代表者会議」	2月18日	18:30	20:00	鳥取県立倉吉体育文化会館	70	会議・その他
	連合鳥取西部地域協議会「単組代表者会議」	2月19日	18:30	20:00	米子コンベンションセンター	100	会議・その他
	連合鳥取東部地域協議会「単組代表者会議」	2月20日	18:30	20:00	鳥取市立さざんか会館	120	会議・その他
	2025春季生活闘争勝利総決起種集会	2月27日	18:30	20:00	鳥取駅前、倉吉体育文化会館、米子市公会堂前	1,800	集会 デモ
	春闘街宣行動（～4月末まで週2回実施）	2月28日	18:00	19:00	県内各所	120	街宣活動
れんごうの日街宣	3月5日	10:00	18:00	県内各所	6	街宣活動	
32島根	春季生活闘争勝利総決起集会	3月14日	18:00	19:30	県庁前広場	1,500	集会 デモ
33岡山	春季生活闘争開始宣言集会	2月7日	14:00	14:30	労働福祉事業会館	150	集会
	春季生活闘争学習会	2月7日	14:30	16:00	労働福祉事業会館	150	集会
	3地協合同中小地場労組研修会	2月15日	14:00	17:00	津山圏域雇用労働センター	100	集会
	全国一斉アクション	2月27日	17:00	18:00	岡山駅前	20	街宣活動
	春季生活闘争総決起集会	3月1日	9:30	12:00	石山公園⇒岡山駅	500	集会 デモ
	春季生活闘争街宣活動	3月17日	17:30	18:15	津山市街	10	街宣活動
	春季生活闘争街宣活動	3月18日	16:00	16:45	倉敷駅前	10	街宣活動

地方連合会 名称	集会、街宣行動の名称	開催 予定日	開始 予定時間	終了 予定時間	開催場所	参加 予定人数	主な内容
34広島	2025春季生活闘争講座	2月1日	13:00	15:30	ワークピア広島	160	会議・その他
	地場・中小労組対話集会	2月1日	15:30	18:30	ワークピア広島	60	会議・その他
	2025春季生活闘争 広島県中央総決起集会	3月1日	10:00	13:00	ひろしまゲートパーク	2,000	集会 デモ
	2025春季生活闘争 広島県東部地域総決起集会	3月1日	10:00	12:00	三原市	500	集会
	連合アクションデモに伴う街宣行動	2月27日	10:00	20:00	広島市内		街宣活動
35山口	連合山口2025春季生活闘争方針記者会見	1月22日	9:30	10:15	労福協会館3階連合山口会議室	20	会議・その他
	2025春季生活闘争アピールCMの放映	2月15日			テレビ局2社		会議・その他
	春の要請行動(労働局) 日時※3月初旬で調整中				山口県合同庁舎		会議・その他
	春の要請行動(経営4団体) 日時※3月初旬で調整中				山口県経営者会館		会議・その他
	やまぐち政労使会議	3月26日	14:00	15:00	山口県庁	50	会議・その他
	れんごうの日における春闘街宣行動の実施(西部地協、山陽小野田地区会議)	2月3日	9:00	17:00	山口県山陽小野田市	10	街宣活動
	〃(東部地協、岩国地区会議)	3月5日	9:00	17:00	山口県岩国市	10	街宣活動
	〃(中部地協、長門地区会議)	4月4日	9:00	17:00	山口県長門市	10	街宣活動
	2.27本部中央集会と連動したアピール行動	2月27日	8:30	14:00	県内3ヶ所を予定	30	会議・その他 街宣活動
	2025春季生活闘争勝利決起集会	3月1日	10:00	11:00	労福協会館4階連合山口会議室	150	集会 会議・その他
36香川	春季生活闘争開始宣言集会	2月5日	18:00	18:40	マリンパレスさぬき	200	集会
	全国一斉集中労働相談ホットライン周知街頭行動	2月13日	7:30	8:30	駅頭や港など9カ所	60	街宣活動
	連合全国一斉アクション	2月27日	18:00	19:00	J R高松駅前	20	街宣活動
	春季生活闘争勝利!香川県総決起集会	3月5日	18:30	19:10	高松市中央公園	2,000	集会 デモ
37徳島	2025春季生活闘争開始宣言集会&連合白書学習会	2月12日	18:00	20:00	ふれあい健康館	150	集会
	2025春季生活闘争総決起集会(全国一斉アクション)	2月27日	18:00	19:00	徳島グランヴィリオホテル	200	集会
	2025中小春闘勝利・未解決組合支援4.7徳島総決起集会	4月7日	18:00	19:00	ふれあい健康館	150	集会
38高知	2.27連合アクションin高知	2月27日	18:00	19:00	高知共済会館	100	集会
	「サブロクの日」街宣行動	3月6日	8:00	8:30	県庁前	30	街宣活動
	2025春季生活闘争「地場組合支援」街頭行動	3月18日	8:00	8:30	県庁前	30	街宣活動
39愛媛	連合愛媛春季生活闘争総決起集会	3月1日	10:00	10:30	城山公園	600	集会 街宣活動
	連合愛媛街頭行動	3月1日	10:40	11:30	松山市駅	50	街宣活動
40福岡	れんごうの日街宣	2月5日	18:00	18:30	前原駅北口	30	街宣活動
	れんごうの日街宣	3月5日	10:00	17:00	遠賀川地域		街宣活動
	春闘総決起集会	3月8日	14:00	16:00	冷泉公園	2,000	集会 デモ
41佐賀	第65回(臨時)地方委員会	2月1日	10:00	11:30	自治労会館	100	会議・その他
	中小民間労組交流集会	2月15日	14:00	15:00	千代田館	80	集会
	2.27連合アクション	2月27日	18:00	19:30	佐賀駅	30	街宣活動
	2025春闘勝利佐賀県中央総決起集会	3月1日	10:00	12:00	佐賀市役所前公園	1,000	集会 デモ
42長崎	価格転嫁・取引の適正化に関する街頭行動	2月6日	17:30	18:30	浜町アーケード	20	街宣活動
	2025春季生活闘 長崎地区総決起集会	3月1日	10:30	12:00	県庁跡地	1,000	集会 デモ
43熊本	連合熊本2025春季生活闘争開始宣言集会	2月5日	18:00	19:00	熊本県労働者福祉会館	102	集会
	連合熊本2025春闘勝利総決起集会	2月28日	18:30	19:30	辛島公園多目的広場	1,018	集会
	連合熊本2025春闘勝利駅伝大会	3月2日	10:30	13:00	あましんスタジアム	500	集会 街宣活動 会議・その他
44大分	2025春季生活闘争学習会	1月18日	9:30	12:00	ソレイユ7Fカトレア	150	会議・その他
	2025春季生活闘争方針 報道各社説明会	1月22日	15:30		ソレイユ		会議・その他
	春季生活闘争キャラバン行動	2月25日			大分県内(2/25~)		街宣活動
	2025春季生活闘争に関わる大分県知事要請	2月26日	13:00		大分県庁		会議・その他
	全国一斉アクション	2月27日	18:00		大分駅前		街宣活動
	2025春季生活闘争勝利」総決起集会	3月1日	10:00	12:00	若草公園	2,000	集会 街宣活動 デモ
	経済4団体との「春季労使協議」	3月10日	13:30	15:00	トキハ会館		会議・その他
	2025春季生活闘争に関わる大分労働局長要請	3月14日	16:00	17:00	大分労働局		会議・その他
2025春季生活闘争に関わる大分県教育長要請	3月25日	13:00	14:00	大分県庁		会議・その他	

地方連合会 名称	集会、街宣行動の名称	開催 予定日	開始 予定時間	終了 予定時間	開催場所	参加 予定人数	主な内容
45宮崎	春季生活闘争総決起集会	2月22日	13:30	15:10	柴町児童公園	1,000	集会 デモ
	連合全国一斉アクション	2月27日	17:40	18:10	デパート前交差点	30	街宣活動
46鹿児島	連合鹿児島鹿児島地協春季生活闘争総決起集会 九州ブロックフラッグ引受式	2月19日	18:00	19:00	労働者福祉会館	50	集会 会議・その他
	連合鹿児島奄美地協春季生活闘争総決起集会	2月26日	18:30	20:00	ろうきん奄美支店	40	集会 会議・その他
	連合鹿児島大隅地協春季生活闘争総決起集会	3月7日	18:30	20:00	鹿屋市中央公民館	50	集会 会議・その他
	連合鹿児島春季生活闘争総決起集会	3月8日	10:00	12:00	みなと大通り公園	1,000	集会 デモ
	連合鹿児島北薩地協春季生活闘争総決起集会	3月10日	18:30	20:00	SSプラザせんだい	50	集会 会議・その他
47沖縄	2025春季生活闘争開始宣言集会	2月27日	18:00		県民広場（県庁前）	500	集会
	連合九州ブロック連絡会「春闘キャラバン集結式」	3月7日	18:00		県民広場（県庁前）	200	集会 街宣活動
	2025春季生活闘争総決起集会	3月27日	18:00		県民広場（県庁前）	500	集会
九州ブ ロック	2025春闘推進会議	2月3日	10:00	12:15	グランデはがくれ	80	会議・その他
	九ブロ春闘開始宣言、キャラバン出発式	2月3日	12:30	13:00	佐賀駅	80	集会
	連合九ブロ春季生活闘争キャラバン引継式（福岡より）	2月10日	18:00	18:30	日田市中央公園	40	集会 街宣活動
	連合九ブロ春季生活闘争キャラバン引継式（宮崎へ）	2月14日	18:00	18:30	延岡市中央通交差点		集会 街宣活動
	地方ブロック政策担当者会議	2月25日			宮崎		会議・その他
連合本部	闘争開始宣言2.6中央集会	2月6日	17:45	19:15	有楽町マリワ前、よみうりホール	1,100	街宣 集会
	連合全国一斉アクション2.27中央集会（連合東京共催）	2月27日	16:30	20:30	日比谷公園大音楽堂（～鍛冶橋交差点）	1,750	表講 街宣 集会 デモ
	3.8国際女性デー 全国統一行動 街宣行動・中央集会	3月6日	16:30	19:45	有楽町マリワ前、よみうりホール	1,000	街宣 集会
	4.4中小組合支援共闘集会	4月4日	14:30	18:30	一ツ橋ホール、新宿駅東口ロータリー	500	集会 街宣

第1アクションゾーン（2月初旬～3月中旬）

開催行動数： 164
参加人数： 74,846

第2アクションゾーン（3月中旬～4月下旬）

開催行動数： 集約中
参加人数： 集約中